

(仮称)秋田港洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、丸紅株式会社、株式会社大林組及びエコ・パワー株式会社が、秋田県秋田市において、最大で総出力70,000kWの洋上風力発電所を着床式で設置するものである。

本事業は、「秋田県新エネルギー導入ビジョン」(平成23年3月、秋田県)により、再生可能エネルギー等の導入促進に取り組んでいる秋田県内で計画されており、再生可能エネルギーの普及の観点から望ましいものと言える。

事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオタカ、ハヤブサ等のほか、チュウヒ等の絶滅のおそれのある動物種が生息・生育しており、また、重要野鳥生息地である八郎潟等を訪れる渡り鳥の主要な渡りのルートになっている可能性があることから、これら鳥類への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の周辺には、多数の住居が存在することから、騒音等や風車の影による影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済であることから、累積的な環境影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等について検討が必要である。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に反映すること。

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 水質汚濁や水中音の発生等による影響を含めて、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の実施検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。
- (4) 事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済であることから、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下、「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)及び最新の知見等に基づき、適

切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある鳥類が生息しており、また渡り鳥の主要なルートとなっている可能性もあることから、鳥類への影響が懸念される。そのため、鳥類の種ごとに高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握できるよう、適切な時期、時間帯、回数、区域及び調査手法により調査を実施し、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置等を検討すること。